

## 時 系 列 表

1 事の始まり	令和 5 年 3 月 20 日(月) 第 4 回口頭弁論期日(結審) 二件の文書提出命令申立を口頭却下し僅か数分後に弁論を終結(結審)した
↓ 中 1 日 ↓	
甲第 1 号証	令和 5 年 3 月 22 日(水) 即時抗告状を持参提出
↓ 中 4 日 ↓	
甲第 2 号証	令和 5 年 3 月 27 日(月) 即時抗告理由書を持参提出
↓ 中 0 日 ↓	
甲第 3 号証	令和 5 年 3 月 27 日(月) 即時抗告却下決定(即時抗告理由書提出と同じ 27 日付の加藤弾裁判官の「お手盛り決定」です
↓ 中 0 日 ↓	
甲第 4 号証	令和 5 年 3 月 28 日(火) 即時抗告却下決定及び同日付の事務連絡が送達された

※そもそも事の始まりは、加藤弾裁判官の「お手盛り決定」です。素直に広島高等裁判所に送付していれば今度の事件はなかった筈です。原裁判の執行停止(民訴 334 条)でも嫌ったのですかね?

### 参 照 条 文

#### ★民事訴訟法

##### \* 第 223 条(文書提出命令等)

裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。

7 文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

##### \* 第 332 条(即時抗告期間)

即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

##### \* 第 334 条(原裁判の執行停止)

抗告は、即時抗告に限り、執行停止の効力を有する。

2 抗告裁判所又は原裁判をした裁判所若しくは裁判官は、抗告について決定があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。